

# 中部大学人文学部日本語日本文化学科の卒業論文に関する規程

(趣旨)

第1条 中部大学人文学部日本語日本文化学科（以下「学科」という。）の卒業論文は、この規程の定めるところによる。

(指導教員)

第2条 学生の卒業論文指導教員（以下「指導教員」という。）は、専任の教授、准教授、講師、または助教でなければならない。

2 3年次の「演習」の担当者が指導教員となる。ただし、必要に応じて副指導教員を定めることができる。

(卒業論文題目届)

第3条 学生は、卒業論文の題目届を所定の期日までに指導教員に提出しなければならない。

(卒業論文中間発表会)

第4条 学生は、卒業論文中間発表会において、研究発表を行わなければならない。

2 病気その他のやむを得ない事由により中間発表ができなかった学生は、所定の理由書を指導教員に提出し、指導教員及び学科主任の承認を得たうえで、所属ゼミにおいて中間発表を行わなければならない。

3 卒業論文の中間発表を行わなかった学生については、卒業論文の提出資格がないものとする。

(卒業論文の提出)

第5条 卒業論文の提出期日及び提出場所は、人文学部教授会において決定される。

2 学生は、所定の期日、場所に卒業論文を提出しなければならない。

3 学生は、卒業論文をPDF形式に電子データ化し、所定の期日までに指導教員を通して学科に提出しなければならない。

(卒業論文の評価)

第6条 指導教員は他の教員1名とともに卒業論文を審査し、その結果に基づいて指導教員が卒業論文を評価する。

2 卒業論文の評価は、学科主任が取りまとめ、所定の期日までに教務支援課に報告する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。